

令和七年四月二十五日

聖籠町農業委員会第二十六期

第二回総会議事録

聖籠町農業委員会 第26期 第2回総会議事録

聖籠町農業委員会第26期第2回総会は、令和7年4月25日、聖籠町役場において招集された。

1 出席委員

1 番 宮 下 吉 勝（会長）	2 番 八 幡 裕（会長職務代理）
3 番 神 田 勝（農地部長）	4 番 宮 野 公 之（農政部長）
5 番 齋 藤 睦 子	6 番 岩 渕 せ ん
7 番 長谷川 智 之	8 番 加 藤 孝 博
9 番 新 保 昭 治	10 番 齋 藤 直 樹
11 番 宇都宮 直 子	13 番 堀 常 正

2 欠席委員

12 番 渡 邊 富 子

3 出席した職員は、次のとおりである。

局長 宮 川 顕 次長 天 野 秀 一

4 総会の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第6 議案第4号 聖籠町農業委員会事業並びに事業計画(案)の承認について

5 会議の概要

議長 ただいまより、聖籠町農業委員会第26期第2回総会を開会します。
(開 会 午後4時00分)

議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、2番委員、3番委員を指名いたします。
なお、説明者と書記には次長を指名します。

議長 日程第2、会期の決定について、令和7年4月25日、本日1日限り
としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め、本日1日限りと決定いたします。

議長 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、
上程いたします。事務局説明願います。

次長 はい。それでは1ページをお願いします。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について説明いたします。

番号1、申請地は、大字蓮野字長峰山下〇〇〇ほか3筆です。地目はいずれも田であり、面積は4筆合計で1, 059㎡です。蓮野の譲り渡し人から新発田市の譲り受け人への売買による所有権の移転です。譲受人の経営面積は657㎡です。

番号2、申請地は、大字大夫字聖籠山〇〇〇ほか1筆です。地目はいずれも畑であり、面積は2筆合計で224㎡です。諏訪山の譲り渡し人から諏訪山の譲り受け人への生前一括贈与による所有権の移転です。譲受人の経営面積は0㎡です。

番号3、申請地は、大字大夫字樋口〇〇〇です。地目は田であり、面積は865㎡です。大夫の譲り渡し人から大夫の譲り受け人への売買による所有権の移転です。譲受人の経営面積は1, 121㎡です。

番号4、申請地は、大字桃山字塚ノ腰〇〇〇ほか1筆です。地目は畑であり、面積は2筆合計で468㎡です。新発田市の譲り渡し人から桃山の譲り受け人への贈与による所有権の移転です。譲受人の経営面積は17, 983㎡です。

番号5、申請地は、大字蓮濁字五百間土居〇〇〇ほか12筆です。地目は田と畑があり、面積は、田が11筆で12, 119㎡、畑が2筆で1, 820㎡、田と畑の合計で13, 939㎡です。網代浜の譲り渡し人から網代浜の譲

り受け人への贈与による所有権の移転です。譲受人の経営面積は15,091㎡です。

番号6、申請地は、大字網代浜字榎〇〇〇です。地目は畑であり、面積は1,665㎡です。新潟市の譲り渡し人から真野の譲り受け人への賃借権の設定です。譲受人の経営面積は151,470.9㎡です。

番号7、申請地は、大字蓮潟字居畑〇〇〇です。地目は畑であり、面積は574㎡です。新発田市の譲り渡し人から蓮潟の譲り受け人への売買による所有権の移転です。譲受人の経営面積は0㎡です。

番号8、申請地は、大字蓮潟字居畑〇〇〇です。地目は畑であり、面積は17㎡です。新発田市の譲り渡し人から蓮潟の譲り受け人への売買による所有権の移転です。譲受人の経営面積は1,569㎡です。

番号9、申請地は、大字網代浜字榎〇〇〇ほか12筆です。地目は田と畑があり、面積は、田が8筆で15,211㎡、畑が5筆で2,834㎡、田と畑の合計で18,045㎡です。新潟市の譲り渡し人から次第浜の譲り受け人への贈与による所有権の移転です。譲受人の経営面積は0㎡です。

これらの案件は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

議案第1号 総合計

田 24筆 29,254.0㎡

畑 14筆 7,602.0㎡

計 35筆 36,856.0㎡

令和7年4月25日提出

聖籠町農業委員会 会長 宮下 吉勝 以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

農地部長 はい。議案第1号に関しましては、先ほどの事前審査におきまして、全員異議なく許可相当でよろしいとの事でした。以上です。

議長 農地部長より補足説明がありました。この件につきまして質疑、意見のある方の発言を求めます。

(質疑・意見なし)

議長 議案第1号について許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議長 日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

次長 はい。それでは4頁をご覧ください。
議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」について説明いたします。

番号1、申請地は、大字蓮瀉字龍門〇〇〇です。地目は田であり、面積は305㎡です。転用目的は駐車場としての利用です。

引き続き、議案第2号につきまして、詳細を説明いたします。お手元の審査表1ページ目をご覧ください。こちらは、譲り渡し人が、土地の有効利用を検討する中で、駐車場として整備を行うために農地転用をするものです。

この案件は、農地法第4条第6項第1号ロ(1)に該当し、上水道管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に聖籠中学校、せいろ幼稚園があり、2つ以上の公益的施設があることから妥当であると判断されます。

議案第2号 総合計

田 1筆 305.0㎡

計 1筆 305.0㎡

令和7年4月25日提出

聖籠町農業委員長 宮下 吉勝 以上であります。

議長 これらの件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

農地部長 はい。議案第2号に関しましては、4月15日に、会長と私で現地確認を行いましたので報告します。
現地は第3種農地と判断されるため、許可相当と考えます。

議長 農地部長より補足説明がありました。この件につきまして質疑、意見のある方の発言を求めます。

(異議なしの声あり)

議長 議案第2号について許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議長 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、

上程いたします。事務局説明願います。

次長

はい。それでは5頁をご覧ください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」について説明いたします。

番号1、申請地は、大字藤寄字藤寄〇〇〇ほか1筆です。地目は田と畑があり、面積は、田が252㎡、畑が665㎡、田と畑の合計で917㎡です。農地転用となり、転用目的は資材置き場としての利用です。永久転用のため貸借期間の設定はありません。

番号2、申請地は、大字藤寄字藤寄〇〇〇です。地目はどちらも田であり、面積は2,023㎡と987㎡です。売買による所有権の移転で、転用目的は車両・資材置き場としての利用です。

番号3、申請地は、大字諏訪山字苔沼〇〇〇です。地目は田であり、面積は305㎡です。地役権の設定となり、蓄電所の敷地としての利用です。

引き続き、詳細を説明いたします。

番号1について、お手元の審査表4枚目をご覧ください。譲り受け人は、建設・建材事業を営んでおり、事業拡大にあたって資材置場が不足していることから、該当地の所有者と貸借権を設定し、資材置場として利用するために農地転用を行うものとなります。

番号2について、お手元の審査表7枚目をご覧ください。譲り受け人は、中古自動車の販売業を営んでおり、中古車車両置場が不足していることから、譲り渡し人から売買によって所有権の移転を行い、車両・資材置き場として利用するために農地転用を行うものとなります。

番号3について、お手元の審査表11枚目をご覧ください。こちらは令和7年2月総会に地上権の設定で許可した案件です。該当地には、送電線の地役権が設定されていたため、地上権の設定ができませんでした。つきましては、法務局の指導に基づき、地役権の設定として再申請されたものとなります。

この案件は、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に該当し、10ha未満の規模の農地であり、住宅、事業に要する土地等が連たんする区域内に近接しており、今後、市街地として発展する可能性がある農地と判断されます。

議案第3号 総合計

田 4筆 3,567.0㎡

畑 1筆 665.0㎡

計 5筆 4,232.0㎡

令和7年4月25日提出

聖籠町農業委員長 宮下 吉勝 以上であります。

議長

これらの件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

農地部長

はい。議案第3号に関しましては、番号1については、4月15日に会長と

私で現地確認を行いました。番号2については、同日、参加可能委員全員で現場確認を行いました。

どちらも第2種農地と判断されるため許可相当と判断します。

議長 農地部長より補足説明がありました。この件につきまして質疑、意見のある方の発言を求めます。

(異議なしの声あり)

議長 議案第3号について許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

議長 日程第6、議案第4号聖籠町農業委員会事業並びに事業計画(案)の承認について上程いたします。事務局説明願います。

次長 はい。それでは7頁をご覧ください。

議案第4号「聖籠町農業委員会事業並びに事業計画(案)の承認」について説明いたします。令和7年度の事業計画を標記のとおり策定いたしました。基本的な部分は今年度の事業計画を踏襲しており、大きく変更となる箇所はありませんが、令和7年度事業としてご承認いただければと思います。

議案第4号

令和7年4月25日提出

聖籠町農業委員長 宮下 吉勝 以上であります。

議長 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農政部長より補足説明願います。

農政部長 はい。議案第4号に関しましては、全員異議なく許可相当でよろしいとの事でした。以上です。

議長 農政部長より補則説明がありました。この件につきまして、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(異議なしの声あり)

議長 議案第4号について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議長 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので、これにて総会を閉会します。ありがとうございました。

(閉会 午後4時14分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、捺印をする。

令和 年 月 日

聖籠町農業委員会

議 長 _____ (印)

聖籠町農業委員会

署 名 委 員 _____ (印)

署 名 委 員 _____ (印)